

特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構

令和2年度神奈川県サービス管理責任者等研修基礎研修

(S1、S2、S3コース)募集要領

本研修は、特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構が、神奈川県からの指定を受け、神奈川県が定めた「神奈川県サービス管理責任者等研修事業者事業実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等においてサービス管理責任者の業務に従事する者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とします。

2 指定研修事業者

特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構（指定番号：004）

3 研修対象者

サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修（以下「基礎研修」という。）の研修対象者は、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者、又は、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するものであることが定められています。

【サービス管理責任者 基礎研修 研修対象者】

業 務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

【児童発達支援管理責任者 基礎研修 研修対象者】

業 務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

4 研修カリキュラム

令和2年度の基礎研修（後期開催コース）は、神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基

づき、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成 18 年 8 月 30 日障発 0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の「サービス管理責任者研修事業実施要綱」（以下「事業実施要綱」という）で定める「サービス管理責任者基礎研修」及び「児童発達支援管理責任者基礎研修」の標準カリキュラムにより、原則として、講義を 1 日、演習を 1 日の 2 日間の日程で、次のカリキュラムで実施します。

【基礎研修のカリキュラム】

- (1) サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義
- (2) サービス提供プロセスの管理に関する演習

5 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、令和 2 年度の「基礎研修」は、講義については、遠隔教育システム等を活用し、遠隔化により行うとともに、技術的な理由等で遠隔化による講義の受講ができない受講生に対応するため、十分な感染防止対策を実施した上で、会場で講義映像を視聴する放映会方式でも実施します。

演習については、遠隔教育システム等の活用は困難であることから、十分な感染防止対策を実施した上で、小規模・分散化による集合研修方式で実施します。

6 研修の実施方式、日程及び会場と募集定員

(1) 講義の実施方式等

講義は、次のア及びイの方法により実施し、受講生は、いずれかの講義を受講するものとする。

ア 講義（映像配信）

- 収録した講義映像を、指定研修事業者が別途指定する遠隔教育システムにより配信し、受講生は、配信される講義映像を「演習日 4 日前」までに視聴する。

※ 映像配信：令和 2 年 10 月 30 日～令和 3 年 3 月 14 日（演習 4 日前までに必ず視聴してください。）

※ 視聴方法等につきましては、受講決定通知時に必要な ID とパスワードと共にお知らせします。

イ 講義（放映会）：ウェブでの対応が困難な受講生については、研修実施指定事業者が指定する演習日（下表日程・会場参照）以前の放映会に出席して講義映像を視聴してください。

(2) 演習：募集人員、日程及び会場

基礎研修 コース	募集人員	演習		講義：遠隔教育システムによる講義映像の視聴		
		集合研修	S1,S2コース:鎌倉芸術館集会室 S3コース:ココテラス湘南	遠隔教育システム 配信期間	ウェブ対応が困難な方(放映会) 日時 会場	
S 1 コース	70名 (35×2)	Aグループ	令和2年11月19日(木)(35名)	令和2年10月30日 ～	11月10日(火)	同一会場
		Bグループ	同年11月20日(金)(35名)		11月12日(木)	(社福)県央福祉会
S 2 コース	70名 (35×2)	Aグループ	令和3年 1月18日(月)(35名)	令和3年3月14日	1月12日(水)	法人会議室
		Bグループ	同年 1月19日(火)(35名)		1月14日(金)	相鉄・小田急江ノ島線 大和駅 徒歩5分 (別紙 地図参照)
S 3 コース	70名 (35×2)	Aグループ	令和3年3月17日(水)(35名)	※ 演習日4日前 までに必ず	3月10日(水)	
		Bグループ	同年3月18日(木)(35名)		3月12日(金)	
時間：9:30～19:00				視聴のこと	時間：9:30～19:00	

ア S 1、S 2、S 3 コースの一括募集です。

イ 申込期限：令和 2 年 9 月 25 日（金）当日消印有効

ウ 各コース定員：70 人（Aグループ、Bグループの選択は出来ません。）

エ 本研修は本機構を含め神奈川県内の指定を受けた 3 研修実施機関が共同で講義を遠隔教育システムにより実施し、全 13 コースを分担して実施いたします。どのコースも研修内容は同一で、本機構では上記 S 1、S 2、S 3 コースを担当いたします。

オ 本機構以外のコースを希望される場合には、8の事業者一覧を参照し、それぞれの指定研修事業者のホームページから、実施要綱等入手し申してください。

カ 一人の方が複数事業所及び複数回申し込む事は出来ません。

7 研修内容及び日程

(1) 研修内容

厚生労働省「サービス管理責任者等研修」標準カリキュラムに基づき実施します。

(2) 日程

ア 1日目 : サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義

○ 講義研修 : 「神奈川県サービス管理責任者基礎研修検討部会」作成による「**遠隔教育システム**」による映像配信（**演習4日前までに必ず視聴して下さい**）

○ WEB対応が困難な受講者 : 集合研修（放映会：会場は**6(2)**表で行います。（演習日までに、いずれかの放映会を受講して視聴学習してください。）

イ 2日目 : サービス提供プロセスの管理に関する演習

○ 演習研修 : 集合研修

○ 日時 : **6(2)表** 参照

○ 1コース70名（A・Bグループ各35名 6人×6G）（A・Bの選択は出来ません。）

○ 会場

（S1・S2コース）鎌倉芸術館 集会室（鎌倉市大船6-1-2）（別紙 参照）

（S3コース）ココテラス湘南 3階会議室（藤沢市神台二丁目2番2号）（別紙 参照）

8 「基礎研修」神奈川県指定研修事業者

(1) 「基礎研修」を担当する指定研修事業者

今年度は、次の指定研修事業者が本研修を実施します。

(2) 募集期間・内容

全3事業者共通です。

(3) 研修の申込

受講希望者は複数の指定研修事業所にまたがっての申込は出来ません。

	研 修 事 業 者	連 絡 先
1	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 （指定番号：001）	連絡先TEL：045-311-1429 URL：https://www.kfkc.jp/
2	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会（指定番号：002）	連絡先TEL：045-227-7044 URL：https://www.kanafuku.jp/
3	特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構（指定番号：004）	連絡先TEL：046-240-1961 URL：http://www.stro.or.jp

9 受講料 : 22,000円（税込み）

○ 受講料の振込方法は受講決定通知に同封して送付します。

○ 受講料については、返金できませんのでご注意ください。

○ 受講料振込手数料等、その他については、受講者負担でお願いいたします。

10 申込について

(1) 申込方法

ア 法人一括申込みの場合

別紙の「令和2年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修（後期開催コース）受講申込書」に必要事項を記載の上、「申込書類確認書」及び「本人確認書類」を添えて**法人でまとめて**申込書類を郵送（簡易書留）してください。

イ 個人申込の場合

個人で申込みをすることもできますが、選考基準での優先順位は下がります（法人からの申込者が優先されます。）のでご注意ください。

なお、提出書類は法人一括申込の場合と同一です。法人名の欄には「個人申込」と記載して提出してください。

(2) 送付方法 **簡易書留郵便で郵送してください。**

(必ず郵便局の書留窓口に差し出してください)

ア ファクシミリ、電子メール、電話による申込はできません。

イ 受講合否決定通知用の封筒（94円切手貼付済、送付先住所宛先記名済み：長3形）を同封して郵送をしてください。

(3) **申込期限 令和2年9月25日（金）当日消印有効**

(4) 送付先：**特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構**

〒242-0021 大和市中央2-4-14 全広社第2ビル310号

TEL 046-240-1961

Fax 046-240-1962

「サービス管理責任者等研修 基礎研修（後期開催コース）受講申込書在中」

11 受講の選考について

受講申込者が定員を超えた場合は、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」別紙1「神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修 受講者選考基準」に基づき受講者を決定します。

別紙1

神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者
基礎研修 受講者選考基準

神奈川県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の基礎研修の受講決定について、受講申込者数が定員を超過する場合は、次の選考基準により受講決定を行うこと。

なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、神奈川県と協議の上、決定すること。

<選考基準>

基準Ⅰ：先に県内の事業所に配置の受講申込者を優先し、定員に余裕があれば県外の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定する。

基準Ⅱ：法人からの受講申込者を優先し、定員に余裕があれば個人からの受講申込者を受講決定する。

基準Ⅲ：配置（予定）状況により、次の優先順位で受講決定する。

- ① サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が未配置又は実務要件のみを満たす者をやむを得ない事由によりみなし配置をしている既存事業所等に、研修修了後、直ぐに、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ② 令和2年度に新規指定を受ける事業所において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ③ 令和2年度中に既存事業所のサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ④ 令和3年度に新規指定を受ける事業所において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ⑤ 令和3年度に既存事業所において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者

※ 上記選考基準により選考を行ったうえで、同法人内での優先順位を考慮します。よって選考の優先順位と法人からの優先順位は必ずしも一致しません。

○ 個人及び県外で申込みをすることもできますが、県内の法人及び個人からの申込者

が優先されます。

- 個人の提出書類は、法人一括申込の場合と同一です。法人名の欄には「個人申込」と記載して提出してください。

12 受講者の決定及び通知

- (1) 受講者は、申込み内容を審査の上で決定し、申込み時に記載のあった送付先に受講の可否の通知を送付します。
- (2) **受講決定後の受講者の変更は認められません。**
- (3) 受講決定及び ID・パスワード等の通知は令和2年10月上旬に発送予定です。10月20日になっても通知が届かない場合は特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構 事務局に連絡してください。

13 事前課題

本研修は第2日目「演習研修」までに事前課題があります。事前課題は、受講決定通知後、特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構（サービス管理責任者研修）のホームページ (<http://www.stro.or.jp>) に掲載します。様式を事前にダウンロードしてご使用ください。

14 本人確認

- (1) 研修申込時に本人確認できる公的証明書（運転免許証、健康保険被保険証、マイナンバーカード、パスポート等）の写しを本人確認証明書に添付してください。講義（放映会）及び演習日に、本人確認を行いますので、申込時に添付した本人確認のできる公的証明書の原本を、必ずご持参ください。
- (2) 詳細については受講決定通知に併せてお知らせします。
- (3) 研修申し込み時の本人確認証明書（写）の返却はいたしません。受講決定不可の場合は、本会において適正に処分いたします。

15 効果測定

講義（映像配信及び放映会）及び演習の理解度等を確認するため、効果測定テストを行います。

16 修了証書

研修のカリキュラムを全て修了したと認められる者に、原則研修最終日（演習）の研修終了後に手渡しで修了証書を交付します。

ただし、次に該当する場合には、修了証書は交付しないことがあります。

- (1) 講義
 - ア 講義（映像配信）を受講した者が次のことに該当した場合
講義映像のすべての視聴をしていない、また講義終了後のテストの回答を提出していない場合
 - イ 講義（放映会）を受講した者が次のいずれかに該当した場合
 - (ア) 遅刻、早退をした場合
 - (イ) 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意されていた場合
 - (ウ) 講義終了後のテストの回答を提出していない場合
- (2) 演習に出席した者が次のいずれかに該当した場合
 - ア 遅刻、早退をした場合
 - イ 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）繰り返し注意されていた場合
 - ウ 事前課題を提出していない場合

17 個人情報の取扱い

申込みに係る書類に記載された個人情報については、特定非営利活動法人 シーガル研

修・研究機構 学則第 16 条に基づき適正な管理を行い、本研修事務及び研修修了者名簿の管理以外の目的に使用することはありません。

18 その他留意事項

(1) 研修の受講順

「サービス管理責任者研修」と「サービス管理責任者補足研修」は、どちらを先に受講しても、差し支えありませんが、サービス管理責任者として配置する際には、両方の研修を修了していなければなりません。

(2) 受講決定者は研修の全日程を受講する必要があります。16に記載しているように、遅刻や早退、著しく受講態度が悪い（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、決められた期日までに事前課題等を提出しないなどがある場合は修了証書を交付できませんのでご注意ください。また、演習会場等への来場の際は、通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、ご来場ください。

(3) 自然災害（台風等）及び事故等が発生した場合、開講が危ぶまれる時には、研修前日から当日の午前7時頃迄に、特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構（サービス管理責任者研修）のホームページ（<http://www.stro.or.jp>）において段階的にご案内いたしますのでご確認ください。

(4) その他、受講申込書類に不備が見られた場合は、受講見送りとさせていただきますのでご注意ください。

(5) また、虚偽の内容により申込みをした場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

19 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策について

○ 本研修については、受講者や研修スタッフ等の命と健康を守るため、令和2年5月13日付けの厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点について」、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」等を踏まえ、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を十分に実施した上で当該研修を実施いたしますので、受講生の皆様方のご協力をお願いいたします。

(1) 講義（放映会）及び演習の会場においてご協力をいただくこと

○ 受講受付時に体温の報告または検温をしていただく予定です。発熱が認められる場合は、受講をお断りする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

○ 受講当日は、マスクの着用、手洗いや手指消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保等新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策にご協力ください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、研修開催途中であっても、延期・中止となる場合があります。開催延期・中止となった場合は、特定非営利活動法人シーガル・研修研究機構のホームページ(<http://www.stro.or.jp>)においてご案内しますのでご確認ください。

※ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点について（令和2年5月13日付け厚生労働省事務連絡）」

<http://www.mhlw.go.jp/content/000630840.pdf>

※ 「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/taisyo housin0525.html>

20 問合せ先（本研修の申込み等に関する問合せ先）

〒242-0021

大和市中心 2-4-14 全広社第2ビル 310号室

特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構

「サービス管理責任者等研修 基礎研修（後期開催コース）受講申込書在中」

電話：046-240-1961

FAX：046-240-1962

21 実務経験等に関する問い合わせ

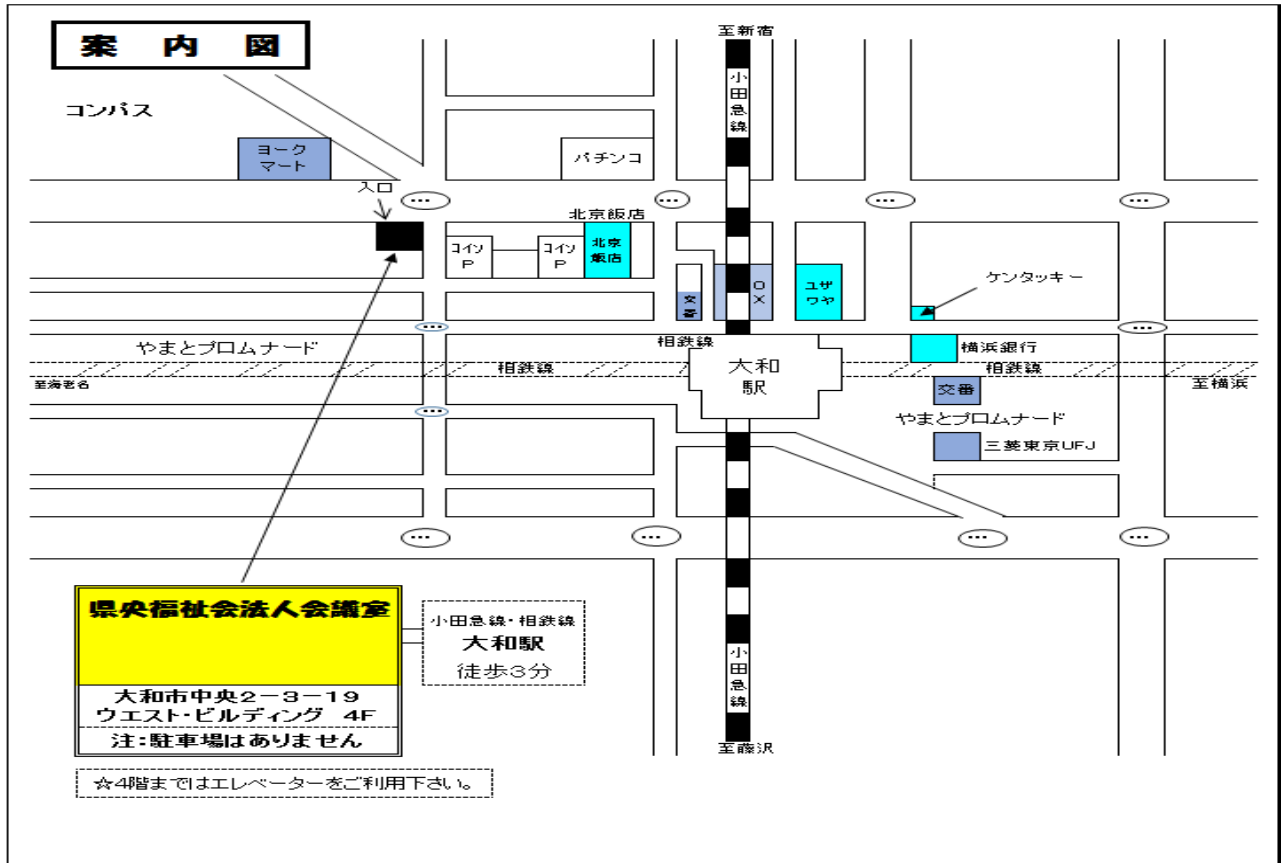
実務経験が該当するかなど、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の配置に関する問い合わせについては、以下の事業所を所管する指定権者の担当にお問い合わせください。

事業所所在地地域	指定機関(担当)連絡先
横浜市	<p>【障害者】 横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課企画調整係 電話 045-671-3601</p> <p>【障害児】 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 電話 045-671-4274</p>
川崎市	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 ファクシミリ 044-200-3932 ※
相模原市	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課 電話 042-769-9226
横須賀市	<p>【障害者】 横須賀市福祉部指導監査課 電話 046-822-8411</p> <p>【障害児】 横須賀市こども育成部幼保児童施設課 電話 046-822-8224</p>
上記以外の市町村	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 電話 045-210-4717・4732

※川崎市への問い合わせは、ファクシミリとなりますのでご注意ください。

【会場案内図】

1 WEB 研修対応が困難な方の放映会会場 (11/10、11/12、1/12、1/14、3/10、3/12)



2 研修2日目(演習研修 S1コース、S2コース)



○ 住所 : 神奈川県鎌倉市大船 6-1-2 TEL:0467-48-5500

○ 電車をご利用の場合

JR東海道線「大船駅」下車 東口もしくは笠間口から徒歩 10分

研修2日目(演習研修 S3コース)

